

平成 27 年度 第 1 回明石市都市景観審議会 議事概要

日 時	平成 27 年 7 月 29 日 (水) 午後 3 時 30 分～午後 5 時 40 分
場 所	議会棟 2 階 第 4 委員会室
出席者	茨木委員、辻委員、森川委員、八木委員、安谷委員、小畠委員、安尾委員

1. 開会 (15:30)

2. 公開・非公開の決定

会議の公開、非公開について審議を行い、公開と決定。

本日の傍聴希望者 2 名の旨、事務局より報告。 <傍聴者入場>

3. 議事

(1) 協議事項

①景観行政団体への移行時期について

事務局より説明

・移行日については、11 月 1 日を目標とし、現在、県との協議の準備を進めている。

・景観法に基づき、移行の 30 日前までに告示が必要となる。

(委員から出された意見、質問等) 特になし

(1) 協議事項

②景観計画の策定について

・これまでの取り組み

(委員から出された意見、質問等)

【委員】

・資料 3 ページの「新築、増築等」については、改修などは含まれるのか。

【事務局】

・大規模の修繕や模様替えなどが含まれるほか、外観の色彩の変更についても、景観に影響を与える行為であるため、届出対象としている。

【委員】

・制度の周知はされているのか。また、どのように図っているのか。

【事務局】

・手引きを作成し、窓口配布やホームページで公開している。

【委員】

・資料 4 ページのアドバイス会議は「特に景観上大きな影響を与える公共施設」に対して助言を行うとなっているが、公共建築物や公共土木のうち、管理主体が国や県のものも含まれるのか。

【事務局】

- ・超大規模建築物については、民間、公共を問わず一定規模以上を対象としている。
- ・公共施設については、今は市の事業に限定しているが、徐々に国や県の事業についても協力を求め、対象としていきたいと考えている。
- ・現在は府内に対し、アドバイス会議への協力を求め、後で報告する「公共施設に関する景観形成ガイドライン」と合わせ、制度の周知を図っているところである。
- ・「公共施設に関する景観形成ガイドライン」については、運用をどのように行っていくか、ガイドラインの策定時と同様に公共施設の管理や設計を所管する部署を含めた府内会議を持つなどして、都市計画課で誘導していくよう制度の立ち上げについて検討しているところである。

【委員】

- ・公共施設の整備について、一貫性が保たれていないことが多く、何らかの形で連携を取ることが不可欠であり、これは不可能なことではないと思われる。
- ・また、国や県との連携も必要である。
- ・他市でも連携が取れていないことから、矛盾を感じることがあり、連携、調和できるシステムを明石初でできないか考えてほしい。
- ・誰のための公共施設かを考えてほしい。公共施設の利用者にとっては、誰が管理主体であるかは関係のことである。

【事務局】

- ・良い公共施設と一緒に作っていこうというスタンスで周知を図っているところである。また、今のところは公共施設の整備担当課と直接交渉し、理解、協力を得られるよう努めているところである。

【委員】

- ・都市景観賞の仕組みはどのようなものか。

【事務局】

- ・5年に1度、実施しているもので、建築物や広告物などを自薦他薦に関わらず募集し、選考委員会で選定している。
- ・第4回となる平成26年度については、残念ながら実施できなかつたため、今後、復活できればと考えている。
- ・規制で抑えつけるのではなく、良いものに賞を与え、褒めていく取り組みも必要であると考えている。

【委員】

- ・ホームページや広報などで周知しているのか。

【事務局】

- ・広報あかしやホームページに掲載し、また、パンフレットを公共施設などに置いて周知を図っているが、効果的なPRができていないことは問題として認識している。
- ・第3回である平成21年度から景観に関わる活動の発掘を行っていくために活動部門を設けた。

【委員】

- ・これは5年間で新設されたものだけを対象としているのか。

【事務局】

- ・限定してしまうと応募物件の数が少なくなることから、第3回平成21年度では過去5年間に限定していない。

【委員】

- ・対象は景観だけなのか。環境は対象にしていないのか。

【委員】

- ・環境は環境の担当部署があるので、別になるのではないか。

- ・十景や50選などは、羅列するのではなく、地図化をしたほうがわかりやすいのではないか。

【事務局】

- ・基本計画の中で景観資源図にプロットしてある。

【委員】

- ・レイヤーで分けることができるのか。全ての要素がプロットしてあるとわかりにくいで、条例に基づくものだけを示したほうがわかりやすいのではないか。

【事務局】

- ・この資源図を作成したのは、市民がこれを持ち歩いて、景観資源を実際に訪れてもらうことを目的としたものである。

【委員】

- ・色彩の基準について、現状のものは緩く、特色が出せていない。

- ・「明石らしさ」とは、何色かということがわからない。また、景観の色を出すのはグレーなど、具体的に色相まで決めないと、彩度だけの基準では緩いものとなる。

【事務局】

- ・現状は市内一律の基準だが、今後は、例えば、用途地域などで類型化し、類型ごとに特色を出していきたいと考えている。

【委員】

- ・その基準は大規模だけを対象としているのか。戸建て住宅などの小さいものでも、個人の好みで好きなものになると問題があるのではないか。

【事務局】

- ・市内全域では一定規模以上のものが対象となるが、形状として景観形成地区では規模は関係なく全てを対象としているため、これらの使い分けをしていきたい。

【委員】

- ・色彩の共通言語となる資料がいると思われる。市民も色彩について、勉強していくことが必要である。

【委員】

- ・今はネガティブチェックを行っているが、機能しているかについては疑問がある。

【委員】

- ・50選や十景などは素晴らしい。もっと、PRすべきである。

・明石をあまり知らない人にとっては、ホームページはチェック材料となるが、景観行政のページに入らないと見られないのはよくない。明石らしい景色として、デザインを考え、観光のページやトップページを活用するなど、もっと力を入れて、情報発信すべきである。

【事務局】

- ・観光と協議調整して、検討していきたい。

【委員】

- ・ホームページの見せ方が全体的に明石市民向けであり、外に向いていない。

【委員】

- ・子育てを中心としており、イメージもタコばかりで明石のイメージを出すような見せ方をしていない。

【事務局】

- ・広報や観光と調整し、また、シティセールスに関する部署もあるため、連携していきたい。

(1) 協議事項

②景観計画の策定について

- ・景観施策の現状と課題

事務局より資料及び別添1、2に基づき説明

(委員から出された意見、質問等)

【委員】

- ・景観は境界が大事だと思うが、資源図ではゾーンの境界がぼかしてある。わざとそうしているのか。

【事務局】

- ・景観資源図では大まかに示しており、おおよそは用途地域界を基にしている。
- ・今後は、いくつかの景観類型に分け、類型ごとに基準を作っていきたいと考えている。なお、類型については、用途地域界を基に区分することを考えており、境界も明確にしたいと考えている。
- ・このとき、類型ごとにどのような特色を出せるのか考えなければならない。

【委員】

- ・基本計画について、平成22年に改定しているが、今後の改定予定はあるのか。

【事務局】

- ・平成22年の改定は、当初の策定が平成6年であるため、明石海峡大橋など、その後の景観資源の変化や社会環境の変化などに対応するために改定したものであり、景観は数年で劇的に変わるものではないため、今のところ、改定や見直しの予定はない。

【委員】

- ・公園緑地ゾーンについて、大久保で新たに2つの街区公園ができているが、そのうちの1つの公園の園路が鮮やかな水色でびっくりした。設計者には何か考えがあつてのこ

とだと思うが、違和感がある。

【事務局】

- ・今後、そのような整備が行われないように、「公共施設の整備に関するガイドライン」を策定した。

【委員】

- ・景観形成の方針が各部局に浸透できていないのではないか。

【事務局】

- ・基本計画ができたときに説明会などを実施し、周知を図ったが、浸透しているかというと難しい。

- ・ガイドラインは昨年度末に策定したものであり、それ以前に設計施工された公共施設に対しては、ガイドラインに基づく検討はできていない。

- ・今後、ガイドラインの周知や浸透を図っていくために、システムを検討中である。

【委員】

- ・デザインについては、感性の問題もあると思うが。

【事務局】

- ・景観については、主觀や好みではなく、ある程度の秩序のもと、形成されることが必要である。

- ・ガイドラインについては、公共施設の維持管理や設計を担当している部署と検討してきたように、運用についても一緒に検討していきたいと考えている。

- ・その中で景観会議を設置するなどし、また、アドバイス会議にかけるなど、担当課が好き勝手に設計しない方法を示したい。

【委員】

- ・色彩で彩度が高いものはダメと言われても、わからないし、判断できないのではないか。人によって、彩度が高い色の感じ方が違う。

【委員】

- ・共通認識のためのケーススタディが必要である。

【事務局】

- ・土木部局では、道路は連續性があるため、専門家のアドバイスを受けながら統一性のある色を採用するなどしているが、公園では、その区画の中で完結するという感覚があることも考えられる。

- ・そういう感覚については協議を重ねて理解を得るようにしたい。

【委員】

- ・公園は利用する子供の色彩感覚を養うためにも大切だと思う。

【委員】

- ・遊具の色などは鮮やかなものが多く、いろいろな考え方がある。ものによって、ふさわしい色彩を考えるべきである。

【委員】

- ・遊具はいいが、道は絶対量が多いので、特に目に付く。

【委員】

- ・公園などはワークショップによって住民の意見を聴いて選ばれることが多い。
- ・ワークショップでできたデザインはよくないという意見もあるが、プロから見ると良くなくても、住民にとっては良いものとして選んでいる。

【事務局】

- ・ワークショップで出た意見に対する考え方については、ガイドラインを検討する段階でも議論はあった。

【委員】

- ・子供だから原色が良いというのは違うのではないか。

【委員】

- ・色々と試してみたらいいのではないか。地域性や関わった人の感性によるところもあると思われる。

【委員】

- ・その中で許容できない部分もある。

【委員】

- ・結果が好き勝手になるのは、ワークショップのやり方に問題があることが考えられる。
- ・一から色を選ぶのではなく、何案か示した中でどれがいいか選んでもらうようなやり方であれば、そんなに変なものにはならない。

【委員】

- ・海浜ゾーンの課題にあるように、現在、海岸沿いに中高層建築物が増えているのか。

【事務局】

- ・海沿いで地区計画によって高さを抑えようと取り組んでいる地区がある。
- ・今のところ、中高層建築物が大きく増え続けているというわけではないが、ゼロではない。

【委員】

- ・海岸ゾーンなどを景観資源としてPRすることによって、開発業者が注目し、中高層建築物が建っていく可能性があり、紛争などが起きることになる。そうなる前に先手を打つべきである。神戸市では大変な状況になっている。

【委員】

- ・ディベロッパーは自らの建物が景観の疎外要因になっていることは棚上げして、景観を売りにしてくる。

【事務局】

- ・建築物の高さを抑えるためには、神戸市などは誘導手法を用いているが、高度地区などの都市計画的手法による規制の活用も検討しなければならない。

【委員】

- ・神戸市のような誘導手法だけではだめである。神戸市では視点場を海に設定しており、海から見た山の景観を守るために高さの誘導をしているが、そのため、高層建築物は山際に建てるようになっており、山からの眺望がだめになっている。

- ・このため、視点場を設定するときは気をつけないと、間違った誘導をしてしまうこと

になるため、複数の視点場からの眺望の設定が必要である。

- ・明石であれば天文科学館からの眺望などが考えられるが、偏った視点場を設定すると大変なことになるため、よく検討すべきである。

(1) 協議事項

②景観計画の策定について

・今後の景観施策

事務局より資料及び別添1～3に基づき説明

(委員から出された意見、質問等)

【委員】

- ・「明石のたからものアンケート」の目的に「眠っている地域資源を掘り起こす」とあり、その地域の人しか知らない資源の発掘をされていると思うが、その結果はどうなったのか。

【事務局】

- ・別添3の裏面にアンケート回答の自由意見から景観にかかる回答を抜粋しており、そこで見られる。

【委員】

- ・自由意見について、なぜそこを選んだのか理由は聞いているのか。理由がわかれれば明石らしい景観の位置付けの根拠になるのではないか。

【事務局】

- ・政策室が実施したアンケートであるため、アンケートの詳しい内容はわからないが、理由は回答の中になかったと思われる。

【委員】

- ・景観を「守る」ために「保全」とあるが、「保全」と言い切れるようなことをするのか。例えば、田園ゾーンにおける基本方針として、「田園・ため池環境の保全」とあるが、田園やため池はなくなりつつある。

【事務局】

- ・基本理念や基本方針は目指すべきものを掲げているが、そのための具体的な策については、そこまで及んでいないものもある。

【委員】

- ・シンボルポイントの基本方針において、「視認性」という言葉が作られているが、一般的にそのような言葉があるのか。この言葉は初めて聞いたものであり、わかりにくい。

【委員】

- ・意味は「目で見たときの確認のしやすさ」である。

【委員】

- ・点字ブロックなどの見やすさを示すときにも使用する言葉である。

【委員】

- ・事務局として、今後の景観施策について、基本計画を基に進めていくが、景観計画を

まとめていく中での方針を確認したいということでおろしいか。

【事務局】

- ・明石らしい景観形成を積極的に推進していくと言っているが、「明石らしい景観」とは何か、そのために何をしていったらいいか、これらについて委員のみなさまの意見を聴かせていただくことが、今回の主旨である。

【委員】

- ・「守る」ことについては、対象がはっきりしているからわかりやすい。
- ・「守る」対象のエッセンスの残りが明石の景観の要素として、創るときに出てきたものをいかにちりばめるか、これも手法のひとつである。
- ・帰納法や演繹法などの論理的な手法を用い、いくつかの歴史性などの要素の中での明石らしさの要素を整理すると見えてくるものがあるのではないか。また、絵や写真、図式で示すと出てくるではないかと思う。
- ・明石独自の建築様式などはあるのか。

【委員】

- ・明石瓦など、ある時代によく使われていた材料などの時代的な特徴はある。
- ・明石瓦については公害問題で使われなくなったなど、時代や社会の状況に影響されている。

【委員】

- ・そういった要素を現代の要素にするはどうしたらいいのか。それを、科学的に拾い出すことが必要ではないか。
- ・中崎公会堂が素晴らしいのはみんなが認めることであるが、なぜいいのか。その中に明石にしかないものはあるのか。こういったことを整理し、あるものを上手に使い、「明石らしさ」を抽出することが必要である。
- ・創ることは難しい。駅前再開発は景観を変える大きな要素であるが、これができれば、「守る」対象になるのか。

【委員】

- ・明石らしさは海拔には言えない。浜側の松林の景観などは本当に素晴らしいと思う。
- ・西国街道など、歴史的にも色々な特徴があるが、住んでいる人は認識がない。
- ・自分の住んでいる高丘などには明石らしさがない。盆踊りなどの文化も地の人にはあるが、新しく来た人には馴染みがなく、文化が生じていなくて、とても残念である。

【委員】

- ・神戸から見ると、明石はおいしいものが多い。また、意外に都会であるのに、きれいな海岸線があり、そういったことに魅力を感じ、移住する人が多い。
- ・それなのに、明石の人自身はそういったことに誇りがないように感じられる。

【委員】

- ・身近な良さはわからないことが多い。

【委員】

- ・ホームページで宣伝して、外からの話題性に刺激されると明石の人もやる気が出て、いいのではないか。

【委員】

- ・逆説的な意味となるが、明石は変な意味で人気がないことにより開発が制御され、いいところが残っている部分もある。
- ・調整区域が駅の間に残っていることや、水産業などの生業によって残っている沿岸部の景観などもある。
- ・こういった場所は道路が整備されていないため、保たれている部分もあり、不便だからこそ保たれている景観もある。
- ・明石と言えば、タイ、タコなどの印象があるが、地域によって全然違う表情を持っている。
- ・変化せずに残っているところが明石のいいところであるため、あまり宣伝しないでいいとも思われる。
- ・気を付けないといけないこととしては、中核市に移行することによって、事業所税が負荷され、企業や工場の撤退、移転が予想される。その跡地の利用がなされ、大きく景観が変化することは明らかである。

【委員】

- ・都市機能の変化に対してどうするか、となると、都市計画の話になる。マンションなどは高さ規制するしかない。

【委員】

- ・神戸市は高度地区を活用している。
- ・変化しないということは無理である。変化をなすがままにするのではなく、どのように変化をさせていくかシナリオを考え、50年後の明石はどうあるべきか、これが明石らしい景観だということを守り、今の明石の面影を残しながら、どのような新しい明石を創るべきか、考えないとならない。
- ・老朽化によって防災の観点からも再開発がなされるが、その中に明石らしいものはあるのかについて、考えないといけない。
- ・再開発はすでにできつつあるものだが、今後、同じようなことが出てきたときにどう対処するのか考えておかないといけない。
- ・「創る」ことは難しい。

【委員】

- ・色彩の誘導はできており、色は規制や誘導手法として適当であるが、建築のデザインはものすごく難しい。

【委員】

- ・「明石らしい」とは、外の人と中の人から見たものが合っているもののことだと思う。
- ・自分が明石に移り住むときに明石の良さとして、海、子午線、タコなどを周りから言われた。
- ・そういう要素をメインの明石らしさと置き、サブとして、「創る」ときにこうしたいというものを入れるといいのではないか。
- ・外の人からの見え方を知るために周りの市や観光客からの意見を聴きながら進めて行くといいと思う。

【事務局】

- ・明石にはたくさんの資源があり、近隣市からも羨ましがられることがある。しかしながら、かえって、PRするポイントを絞っていないように思われる。

【委員】

- ・中にいると見えていないことが多いため、そのように言ってくる市にも本当はいいところがたくさんあるのかもしれない。

【委員】

- ・明石は気候がよく、すごく明るい印象がある。海を切り離しては考えられない。海は大きな資源である。

- ・江井ヶ島海岸を歩いてみたが、感動するものである。

【委員】

- ・海の美しさは都会とは思えない。

【委員】

- ・海は「30万都市の奇跡」と言えるのではないか。

【委員】

- ・江井ヶ島海岸から見る夕日や淡路島の景色は素晴らしい。

【委員】

- ・規制して守っていかないといけない。

【委員】

- ・築城400年の明石城があり、これをコアにしたバッファゾーン（周辺）に対する景観の意識が芽生えていない。

- ・加古川の鶴林寺ではそういった取り組みをされている。

- ・明石城の築城400年を機にそういった取り組みも考えられる。

【委員】

- ・加古川では国宝である鶴林寺を中心に景観づくりをされているが、明石城は県の公園であるため、同じような取り組みができるのか、わからない。

【委員】

- ・国指定の史跡であり、櫓は国指定の文化財であるが、そういった認識も不足している。

【委員】

- ・PRの不足である。明石公園は県が管理しており、10万坪の敷地を有し、皇居と同じ規模である。こういったことを案内板などにも書いていない。

【委員】

- ・市民を巻き込んで景観を守るソフト面のプログラムが必要ではないか。

【委員】

- ・駅前にあれだけのものがあり、緑が守られているのはすごい。

【委員】

- ・史跡として県が縛りをかけているが、整備計画が立てられていない。

- ・戦略的に言えば、評価すべきコアを明確にし、それに対し景観的な評価も行い、周辺も含め景観形成をしていくべきである。

【委員】

- ・県の公園であったとしても、明石の市民も利用しているものであるため、明石市民が県に要望すべきである。

【委員】

- ・明石市民は明石公園を市民の公園だと思っている。

【委員】

- ・明石市民も県民である。

【委員】

- ・魚の棚がつまらなくなっている。魚屋が減り、市場そのものの魅力や活気が少なくなっている。

- ・京都の錦市場や金沢の近江市場のように観光地として楽しいものとするのか、市民の食材の市場として、市場そのものの魅力を出すのか、方針がわからない。観光地化されきってもおらず、市民向けでもなく、中途半端な印象を受ける。

【委員】

- ・駐車場がないことが原因ではないか。

【委員】

- ・魚の棚はもっと売りになるのではと思っている。

【委員】

- ・商業分野で基本計画などがあると思うが、それに対して景観的にはどうするかを考えないといけないのではないか。

- ・商店街の主体は商売人であり、商売人には商売上の考え方があると思うが、中の人ではわからない、外から見て、景観的にこうすればもっと人が来るのにと思うようなことをアドバイスするといいのではないか。

- ・魚の棚は明石にとって、すごく重要な場所であるため、委員からも景観面のアイデアが出てきたら、提案していきたい。

【委員】

- ・景観で活気が出せれば、人が戻ってくるのではないか。

【委員】

- ・大事なのは「もの」ではなく、「こと」である。

【委員】

- ・防災の観点からは矛盾する場合があるが、すっきりするだけが景観ではない。

- ・すっきりさせることによって、昔のにぎわいが失われることがある。長田は人間味が失われている。

【委員】

- ・魚の棚にまでは及んでいないが、中心市街地の商店街において、景観の取り組みを行っていると聞いている。

【事務局】

- ・商業者と景観づくりの取り組みを行っている。本町商店街では、日活が三白館という大衆演劇場に改修されることに伴い、商店街のおもてなしの手法として、商店街独自の

ルールを作り、その運用のための委員会を立ち上げ、商店街主体の取り組みとして進めている。市の関わり方としてはオブザーバーとして支援している。

・中心市街地での景観の取り組みは活性化のための回遊性創出を目的としていることから、明淡商店街でも取り組みを進めているところである。銀座通りも目抜き通りであることから回遊性に不可欠であり、同じように取り組みを行いたいところである。

(2) 報告事項

- ①公共施設に関する景観形成ガイドラインについて
事務局より説明

【会長】

・これをもって、本日の議事は全て終了とする。各委員においては、長時間にわたる審議、ご協力に感謝する。

4. 閉会 (17:40)